

統計調査分科会
第3回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 3 回 統計調査分科会 議事次第

日時:平成 19 年 6 月 7 日(木) 14:20～16:00

場所:永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

- 1 開 会
- 2 総務省(政策統括官室(統計基準担当))からのヒアリング
- 3 厚生労働省からのヒアリング
- 4 財務省からのヒアリング
- 5 文部科学省からのヒアリング
- 6 総務省(統計局)からのヒアリング

齊藤主査 定刻となりましたので、第3回統計調査分科会を始めさせていただきます。

本日はまず、統計調査の民間委託にかかわるガイドラインの改定と、通常国会で成立いたしました改正統計法の施行に向けてのスケジュールについて、総務省政策統括官室の北田統計企画管理官からご説明をいただきます。10分ぐらいでよろしくようお願い申し上げます。

北田管理官 説明に入らせていただきます。お手元の資料、最初の方が「統計調査の民間委託に係るガイドライン」に関する資料で、改定のポイントと、改定されましたガイドラインの本体の二つをつけてあると思います。本体は大部でもございますので、改定のポイントということで概要版を用意しましたので、こちらでご説明をしたいと思います。

去る平成19年5月30日に各府省統計主管課長等会議申合せということで、このガイドラインを改定いたしました。基本方針等でも5月末までにとということでございましたが、一応5月中に改定を行いました。

背景につきましてはいうまでもないことではありますが、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」、あるいは直近では「公共サービス改革基本方針」というところで、ガイドラインの改定ということも盛り込まれました。それを踏まえて、民間委託を促進する観点から既存のガイドラインを改定したものでございます。

大きく三つのパーツに分かれております。最初のパーツが「民間委託の推進対象業務の範囲等」ということで、この項目は既存のものでもあったわけですが、民間委託の実績を踏まえて推進対象業務の範囲を拡大し、要件もあわせて見直すということで考えました。

推進対象業務の範囲ということで従来からありましたように、国の行政機関の中核的な意思決定でない部分についてはできるだけ対象に含めるということがあったわけですが、過去の実績も含めて、できるものはやるということで拡大をした。

一番大きなところでは、当初のガイドラインでは、議論途上であった指定統計調査の、特に調査員調査で行う部分につきましては当面先送りしてということだったんですが、今回明確に、調査員調査方式による指定統計調査の実査も推進対象業務に追加した、射程に入れたということでございます。

要件につきましては、従来のものをもう一度見直しまして、こちらでも論点になっていきます効率性とか統計の精度確保、統計の質に影響を及ぼさない観点から考えていくことを決めております。

2番目は、「統計調査の民間開放の手法と環境整備」ということで、これを今回、公共サービス改革法ができたことも踏まえて新しく起こしました。統計調査の民間開放の手法ということで、国直轄の統計調査と法定受託事務として地方公共団体に実査等を委託している調査とに分けて整理をしています。

次のページに参りまして、公共サービス改革法に則って実施する統計調査業務の考え方ということで、ここも新しく盛り込んだところですが、公共サービス改革法の主旨を踏まえて、より高い質の確保を図る必要がある統計調査について、民間事業者の創意と工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務を民間開放する場合、同法を積極

的に活用するという方針を出しました。

法定受託事務の民間開放に係る環境整備につきましては、今までの経験等も踏まえて、関係政省令、要綱等の整備、あるいは民間開放を行う際の「基準・条件」の提示を記述しております。もちろん地方公共団体との連携にも留意をすることを書いております。

3番目として、「報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置」ということで、特に報告者の信頼確保で、これが統計調査の品質の確保にもつながる部分でございまして、ここで新たに追加したのものとしては、委託先に講じさせるべき秘密保護の徹底、統計調査の適正な実施の確保を図る観点から講ずべき措置ということ、委託先の適切な選定、特に総合評価落札方式による一般競争入札をはじめとする、単なる価格だけでなく業務遂行能力を踏まえた選定方法を積極的に活用するということを盛り込んでおります。

確保されるべき質の設定ということでは、回収率の設定ということだけでなく、調査票の記入状況の質を加味した指標とか、あるいは実査の質を評価するような、いろんな意味での質を確保する指標を設定することを述べております。最後には、業務の実施状況の適切な確認をする。モニタリングをきちんとやる。こういう形で質の確保を図りつつ民間開放、統計調査の民間委託を促進していく共通のガイドラインということ、改定をいたしました。

ガイドライン本体は、これが詳しく書かれているものです。もう一つお尋ねがありました、資料3 統計法の改正関係の資料に基づきまして、新統計法の成立に伴う今後の見通し等についてかいつまんでご説明をしたいと思います。

1枚めくっていただきますと、「新統計法で変わる」ということで模式的に書いてあります。今回の新統計法の趣旨、目的という中でもご説明したところでございますので省略させていただきたいと思いますが、詰めれば、調査統計だけでなく、業務統計、加工統計も入れた統計全体を対象にして、なおかつ、政府全体としての統計の整備の基本計画を閣議決定で策定をする。統計データのオーダーメイドとか匿名データ、マイクロデータの利用も含めた利用の促進では、民間の事業者に委託したときの適正管理義務とか、罰則付きの秘密保護規定の明確化ということがあります。幅広くなった審議事項を専門的、中立的な観点から審議するために、統計委員会という審議機関を内閣府に置くということが骨子でございます。

統計法の概要につきましては、今申しましたところが少し詳しく書いてありますので省略をさせていただきます。

「統計法の全面施行までのイメージ」ということで、5月23日に統計法が国会で成立をして公布されました。2段階の施行ということになっております。公布から半年以内に一部施行、公布から2年以内に全面施行ということですが、実務的には、今年の10月1日で一部施行、21年4月1日の年度がわりところで全面施行というターゲットを置いて、施行までの作業を進めていこうと考えております。

一部施行の10月1日で何が施行されるかということ、新法のうち、統計委員会の設置、統

計委員会に意見を聴いて案をつくとされており基本計画等の審議を始めます。

基本計画は、全面施行の前までに閣議決定をするということを考えておりまして、ここで青写真ができた後、これに基づいて、個別統計に関する規定を含めて全面的に施行して、新しい統計行政の推進に向かっていく。そのときまでは個別の統計調査の審査承認については、現行の統計法と統計報告調整法の規定によって経過的に動いていくというような、並行に動く期間があります。これに伴う事務としては、10月までは統計委員会を立ち上げるために統計委員会の発足の準備、こちらは内閣府に置かれますので、内閣府と協力して作業を行います。基本計画案の審議の規定が施行されますと、諮問して議論が始まるということですので、案をつくるのは総務大臣の仕事になっていますので、諮問案の準備も引き続きやっていく。必要な政省令あるいはガイドライン的なものを、それぞれ一部施行、全面施行に合わせて計画的にやっていく。これが法施行の具体的なイメージです。

最後の紙は、その中で一部施行される一番中心になります基本計画について、法律の中でどうということが定められているかを改めてまとめたものです。ここに書いてあるような基本的な方針、あるいは総合的、計画的に講ずべき施策、その他統計の整備を推進するために必要な事項ということで、かなり広範囲にわたって議論できるような規定になっております。プロセスは先ほど申しましたように、総務大臣が統計委員会の意見を聞いて案を作成して閣議決定をする。国民の意見も聞く措置が必要だろう。できた後は、結果を統計委員会に報告して、意見を言ってもらえる。全体の基本計画は5年ごとに見直していくスキームになっております。

駆け足でございますが、ガイドラインの関係と新統計法との関係を説明させていただきました。

斉藤主査 ありがとうございます。ご自由にご質問、ご意見等出していただけますか。

廣松専門委員 本ガイドラインの趣旨のところ、「統計の正確性、信頼性の確保等を前提に」という表現と、本体の2ページの一番下の行、公共サービス改革法に則って実施する統計調査業務の考え方のところで、「より高い質の確保を図る必要がある統計調査」という言葉が出てくるんですが、両者の関係はどういうふうに考えればいんでしょうか。

北田管理官 最初の「統計の正確性、信頼性の確保等を前提に」は、民間委託全体に関してこのような基本的なことを前提にするということでございます。

公共サービス改革法に則って実施する統計調査についてより高い質の確保を図る必要があるということは、公共サービス改革法に則ってやった場合は、非常にきちんとした仕組みの中で行われるということがあります。手続きがその分しっかりとしたものだということでもあるんですが、きちんとした手続きでやられるという特性がありますので、その中でもより高いもの、ここで言っているより高いものというのは、指定統計調査は基本的に高い質の確保が必要なものだということで、ガイドラインを議論していたときも異論がなかったんですが、指定統計調査ではない承認統計調査の中でも、ものによっては非常に高い質の確保が求められる、定性的な表現で恐縮ですが、そういうものもあるという議論も

ありまして、ここは一義的には指定統計調査、そうでない承認統計調査であっても、調査の特性とか利用の面で非常に高い質が求められるものもある。そういうものについては公共サービス改革法を積極的に活用する。そういうことでございます。

引頭専門委員 ご丁寧なご説明ありがとうございました。新統計法のお話を承ったんですが、この中におきまして民間開放について、もちろん統計委員会が発足しないと、というところがあるかもしれませんが、それについてどんな形で考えられているのか。

何を申し上げたいかという、市場化テストでも、個別個別のパーツでは対応できない問題がいろいろ起きている中で、今回の統計法に関しては、統計全体を取り扱いますよということでありますから、より全体的な制度設計等々しやすくなるのかなと思っております。その中で、民間開放についてどのような形でご議論を進めていくんでしょうか。

北田管理官 1番のポイントとしては、民間委託されるときに委託業者について、統計法のもとで明確に、秘密の保護規定とか罰則まで含めた規定を置いたということで、全面施行のときにそこは完全に施行されるわけなので、そこまできちんと施行にこぎ着けるといいますか、そこが大事だと思っております。

個別の統計も、そういう枠組みが、先ほど申しましたようなスケジュールで動いていくことがはっきりしてきますので、その枠組みの中で考えていかれるんだろうなと思っております。

先ほど申しましたような基本計画を策定する中で、一義的には、どういう統計をどういうふうに整備していったらいいかというところが中心になるかと思いますが、特に3項のような形で、横断的な課題も、基本計画の中では審議できるような形になっておりますので、ここら辺になると、新しい統計委員会の問題の捉え方ということにもよりますけれども、枠組みとしては横断的な課題も、基本計画の中で議論していける形にはなっていると思います。

高橋専門委員 より高い質の確保を図ることと、どうしてもコストの面と矛盾するところがあると思いますが、入札に関しては価格が優先してしまうようなことで、高い質が図られるかどうかというのはすごく疑問に感じることがあるんですが、その辺はどういうふうに感じていらっしゃいますか。

北田管理官 ガイドラインを改定するに当たってはそこもずいぶん議論になったんですが、きちんとした統計を委託するとき、価格だけに着目してやると、場合によっては質が確保できないということもあるという議論がありまして、ガイドラインの中では、例えば総合評価落札方式のような価格一辺倒ではないやり方も積極的に取り入れてやるのが、先生がおっしゃられたような議論を経て盛り込まれているということでございます。

斉藤主査 これで政策統括官室からのお話を終わりにさせていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。今後、各省の民間開放の進捗状況についてしっかりとフォローアップもお願いしたいと思いますとともに、統計調査のお話もありましたが、民間開放に積極的に取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。そういうことで

本日は終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(総務省政策統括官室退室、厚生労働省入室)

斉藤主査 続いての議題ですが、昨年12月の公共サービス改革基本方針の別表においては、ただいま説明のありましたガイドラインの改定作業と並行して、各府省においては民間開放に向けた具体的な方策について検討を行い5月末までに結論を得ることになっております。当分科会といたしましては、公共サービス改革法に基づく民間開放を行うものについて、各省でどのように進めていこうとされているのかを中心に、本日と次回の2回に分けて各省から取組状況についてヒアリングを行うことといたします。

本日は厚生労働省、財務省、文部科学省及び総務省の取組状況についてヒアリングを行います。

まず厚生労働省大臣官房統計情報企画課の福島課長からご説明をいただきたいと思えます。10分ぐらいでまとめてお話しただけると助かります。よろしく願い申し上げます。

福島課長 厚生労働省統計情報部企画課長の福島でございます。私ども厚生労働省が所管しております統計調査業務の民間開放の検討について、資料に基づいて説明をさせていただきます。

資料の1番目の、ガイドラインの改定作業と並行してどのような検討を行ったのかということですが、(1)の で基本的考え方、検討経緯を述べております。

私どもは民間開放につきましては、指定統計調査を中心に実査の系統、調査の流れに着目して検討を進めてまいりました。私どもの指定統計調査につきましては、毎月勤労統計調査のように、総務省と同様の都道府県の統計主管課を経由して調査を実施しているものがある一方で、人口動態統計調査を筆頭に、都道府県の事業主管課や都道府県労働局を経由するといった厚生労働行政に密着した調査が多いということが特徴と考えているところでございます。

また、幾つかの地方公共団体の事業主管課の皆様と公式な形ではないのですが、意見交換を行いました。そのほか、民間事業者の受託可能性を把握するというところでヒアリングを行ったところでございます。

地方公共団体の皆様との意見交換におきましては、地方公共団体に実査を委託している調査につきまして、現行の方式でやるのがいいのか、地方公共団体の判断で民間開放していく方式がいいのか、それとも国の直接執行事務に引き上げる方式がいいのかの三つの手法について、どの方式を取ることが望ましいのか、地方公共団体の皆様から率直な御意見をいただいたところでございます。

その中で、地方公共団体の判断で民間開放をする方式については、お伺いしたすべての地方公共団体の皆様が否定的であり、国の直接執行事務に引き上げるべきという意見が多く、現行の方式のままでよいとする意見は少数ですがございました。本日お配りした資料に、地方公共団体の主な意見を列挙しておりますが、地方公共団体の判断で民間開放をする方式に否定的な理由としましては、地方公共団体における業務量、仕様書の作成とか契

約事務、モニタリング等がかえって増加するのではないか、地方に、医療等の調査の専門性に対応できる民間事業者が存在するか疑問、地方の判断によるバラバラな民間委託は全体の結果精度への影響が懸念、現状の調査にかかる経費による民間委託は困難といった回答が寄せられたところでございます。

国の直接執行事務に引き上げるべきとする理由としましては、国で必要な統計は国で一元化して実施するのが本来の姿、国の事務とした上で、国から一括して民間委託した方が効率的・統一的な対応がとれるのではないかというような回答が大勢を占めていたと聞いております。

現行の方式のままでよいとする理由としましては、統計調査に対する国民の信頼性を考えると、地方公共団体が関わるべきという回答があったと聞いております。

民間事業者のヒアリングについては、大規模統計調査の受け皿がなかなか難しいということ、高い回収率の確保がネックというようなことが主な点であり、その結果は資料にお示しております。

このような状況を踏まえますと、厚生労働省として、指定統計調査の民間開放につきましては、統計の正確性、信頼性や速報性の確保、秘密の保護を前提に、民間事業者の受け皿、地方公共団体の意向等を踏まえながら慎重に対応していく必要があると考えているところでございます。

次に、(3)公共サービス改革法の対象とする統計調査の洗い出しにつきましては、改定された統計調査の民間委託に係るガイドラインにおきまして、「国直轄の統計調査のうち、より高い質の確保を図る必要がある統計調査について、民間事業者の創意と工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務を民間開放する場合には公共サービス改革法を積極的に活用する」と整理されたことを受け、私ども厚生労働省としましては、指定統計調査に加え、承認統計調査を含む統計調査まで範囲を拡大し、より高い質の確保を図る必要があるという統計調査についても公共サービス改革法の対象とすることとして検討を行い、その結果を、次のページの と にまとめたところでございます。

2の公共サービス改革法の対象とする方向で検討を行う統計調査としましては、3本の統計調査を予定しております。

(1)の社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査につきまして、この概要は別紙1と2につけてありますが、両調査とも概ね10万規模の施設・事業所を対象とした全数調査で、都道府県等の事業主管課を経由するものと、国直轄の2つの系統で実施しているところでございます。選定理由としましては、国直轄の郵送として実施している部分があること、2つ目として、全数調査であり、指定統計調査と同等に高い質を確保する必要がある重要な統計調査であること、3つ目として、指定統計調査の民間開放を検討するに当たってのモデルになると考えられること、以上のような三つの理由で、公共サービス改革法の対象調査とする方向で洗い出しをしたものでございます。

今後の民間開放の進め方としましては、平成20年度は国直轄で郵送の部分について、公

共サービス改革法の対象調査として実施する方向で検討し、併せて、地方公共団体に委託している部分も国の事務に引き上げることの検討を行い、平成 21 年度には、この検討結果を踏まえながら、現在、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げて、公共サービス改革法の対象とすることを考えているところでございます。

(2)の就労条件総合調査でございますが、別紙 3 に調査の概要をつけてございます。

この調査は、約 5,300 の企業を対象としまして、現在は、都道府県労働局、労働基準監督署を経由して調査を実施しているものでございます。選定理由としましては、都道府県労働局を経由しておりますが、国直轄の調査であること、企業の賃金・労働時間制度等を総合的に把握する調査でありまして、指定統計調査と同等に高い質を確保する必要がある重要な統計調査であること、指定統計調査の民間開放を検討するに当たってのモデルになると考えられることという 3 点から、公共サービス改革法の対象調査として実施をする方向で検討しているところでございます。

今後の民間開放の進め方としましては、平成 20 年度に、都道府県労働局を経由しているやり方を本省の事務に引き上げまして、公共サービス改革法の対象調査として実施する方向で考えているところでございます。

次に、4 ページ目のその他統計調査業務の民間開放についての具体的な取り組みについて、指定統計調査としまして 3 年周期で実施している医療施設静態調査がございまして、これについて、社会福祉施設等調査と介護サービス施設・事業所調査の実施状況を見ながら国の事務に引き上げるのか、地方公共団体の判断方式で行うのか、それとも現行の方式を維持するのかを平成 21 年度中に結論を得ることにしたいと考えているところでございます。

2 番目に、指定統計調査の賃金構造基本統計調査について、これについては、就労条件総合調査の実施状況を見ながら、現在は労働基準局、監督署で実施をしておりますが、本省の事務に引き上げるのか、都道府県労働局単位で民間開放を行うのか、それとも現行方式を維持するのかという結論を平成 21 年度中に行いたいと考えているところでございます。

3 番目に、国民生活基礎調査について、この調査については、統計審議会において、調査方法の多様化の課題等があることから、自計方式や郵送・オンライン調査の導入などの見直しを行うために、まずは、平成 20 年度に試験調査を実施し、地方の判断方式による民間開放を行うのかどうかということを含めて、平成 21 年度中に結論を得たいと考えているところでございます。

以上が私ども厚生労働省の統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討結果でございます。公共サービス改革法の対象とする方向の 3 調査、社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査、就労条件総合調査について、これは公共サービス改革法の対象とする方向で検討しておりますので、今後、内閣府の事務局とご相談をしながら具体化していきたいと考えているところでございます。

斉藤主査 ありがとうございます。先生方からご質問、ご意見を出してください。

廣松専門委員 厚生労働省ではたくさんの調査が行われている、それを一番初めに述べ

られている基本的な考え方に基づいて整理をしていただいたということは評価すべきだと思います。

2点、具体的な内容がよくわからなかったんですが、まず第1は、いただいた資料の3ページで、三つの調査に関して今後、公共サービス改革法の対象とする方向で検討するということのようなのですが、その中に国の事務に引き上げるという表現がありますが、具体的にどういう措置になるのかというのが1点です。

もう1点は別紙で、それぞれの資料に関して調査系統を明示していただいているわけですが、特に別紙の3の就労条件総合調査のところ、調査系統の中に統計調査員が入っています。現行の調査系統と、国直轄にした場合とでは、統計調査員の状況に何か変化があることになるのでしょうか。この2点です。

福島課長 両質問に関連していると思われませんが、最初の、引き上げるという意味は、統計調査員を使った調査のやり方を変更して、通信（郵送）調査とすることを含め、本省に引き上げて実施することを考えているところでございます。

現在は、労働基準監督署において、統計調査員が調査票を配布して、回収するというやり方になっておりますが、これを調査対象名簿に基づいて、本省から郵送で配布・回収を行うというやり方を考えているところでございます。

民間事業者の方をお願いする業務の範囲につきましては、現在、必要な予算の要求を、省内で調整をしているところなので、どこまで整理仕切れるのかははっきりしないところもありませんが、現状のイメージとしては、印刷、調査票の配布、問い合わせに対する回答、督促、こういったものを考えているところでございます。

統計調査員がどうなるのかというご質問についてですが、これまでは期間を限って雇用していたわけですが、もし、郵送調査で実施する場合は、これからは雇用をしないということになるものと考えております。

高橋専門委員 統計調査員をこれから使わなくて郵送でやるとなると、回収率はかなり下がる懸念がありますが、統計の質の確保はどのようにされるのか。督促だけで果たしてできるかどうかということですが。

福島課長 回収率については、調査の内容に影響されるものと考えております。就労条件総合調査は、基本的には制度を答えていただく調査なので、郵送であっても、それほど難しい調査ではないと考えているところであります。

ただ、こちらとして少し懸念している点としては、年次有給休暇の取得率などの調査事項について、過去1年間の各労働者について、集計しないと出てこない数字があり、こうした調査事項については、記入状況が悪くなることを懸念しています。とはいえ、懸念しているだけでは先に進みませんので、民間事業者の創意工夫や先生方の御意見等を伺いながら、頑張っってやっっていこうと考えているところでございます。

藤田室長 補足説明をさせていただきます。社会福祉施設と介護の調査について、この調査は、現在国直送と地方公共団体を經由する二つの方法で実施しており、地方公共団体

を經由する調査は、都道府県と保健所・福祉事務所を使って行ってあります。最終的に国からすべての調査票を郵送という形に変えましても、地方公共団体の皆様の協力を完全に止めてしまうのではなくて、例えば、調査対象名簿の提出や調査票の回収の向上等にご協力をしていただきながら、国、地方、民間が一体となり、調査の質を上げていくということを考えているところでございます。

引頭専門委員 二つ質問がございまして、一つは、これから取り組まれる三つのものについての、国の事務に引き上げるという意味は郵送だというお話だったんですが、1ページ目でされました、地方公共団体との意見交換で、国に引き上げるべきだとする意見が多くというのが、一方で調査員調査廃止ということだったんですかというのが1点です。国に引き上げるという意味が一緒の意味でしたかというのが1点目です。

2点目は、4ページ目の、今後さらに検討しようと思っているものがありますかという質問の中で三つ、(1)から(3)まで書かれているんですが、(3)の国民生活基礎調査の中だけ、本省の事務に引き上げるのかという一言がないんですが、何か意図があったのか、三つとも同じ文章だから書かなかったのか。2点お願いします。

福島課長 国に引き上げるということは、すべての調査の調査員調査を廃止して郵送調査にするということではなくて、就労条件総合調査については、そのような方向だという意味であります。国に引き上げる方法についても、都道府県労働局単位で民間開放を行う方法もあるわけであり、例えば、大都市については、調査員調査ができる民間企業に委託をして、地方の部分については、都道府県労働局を通じて行うというようなことも考えているところでございます。

引頭専門委員 今のは厚生労働省さんのお考えということですね。

福島課長 はい。

引頭専門委員 地方公共団体さんのこういうふうに言っている意味は何ですかというのが最初の質問です。

藤田室長 地方公共団体の皆様の御意見としては、総じて、地方公共団体の判断で民間開放を行うことについては、統計調査の統一性の観点や契約事務等の業務量がかえって増加するのではないか等の問題を考えると、実現性があまりないという認識をもっているのではないかと理解しております。このため、国に業務を引き上げて一元的にやるべきではないかという意見が出てきたものと承知しております。

斉藤主査 大変印象的と申しますか、総務省政策統括官室から、民間開放の方法に、地方公共団体とよく話し合っという方針の説明があった直後に、国に引き上げてというお話を聞きましたので、それはそれで厚労省さん独特の問題もあるのかなと思いますし、県の問題が出ていますが、厚労省さんの一つの特徴として、福祉事務所とか保健所とか労働基準監督署等、ほとんど各県に自分のテリトリーといいますか、傘の下に置いておられるので、本省へ全部引き上げて郵送方式にされると言うことは、そういうところの調査事業は将来的にはなくなると考えていいのかどうかと思ったんですが、時間がありませんので、

本当はそういうことをしっかり論議したいんですが、いずれにしても夏に公共サービス改革基本方針の改定を予定しておりますので、そこにどう織り込むか、きょうのお話もいただいて、事務局でも少し細かく詰めて意見交換をさせていただいて進めさせていただきたいと思います。厚生労働省からのヒアリングはこれで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(厚生労働省退室、財務省入室)

斉藤主査 それでは財務省の取り組み状況についてお願いをしたいと思います。財務省大臣官房文書課企画調整室の古谷室長及び国税庁長官官房企画課の玉川課長からご説明をお願いいたします。ご両方で10分ぐらいにさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

古谷室長 私の方から特に申し上げることはなく、検討した結果として、きょうは国税庁から、民間給与実態統計調査についてご説明をさせていただくということです。

玉川課長 前回、概略をご説明いたしました。民間給与実態統計調査につきまして今後、より業者委託を拡大しようと考えております。ご説明させていただきたい部分は、お手元にあります資料5の(2)のところございまして、イ、ロ、ハ、ニで既に民間委託を実施しておりますが、それを順次拡大して、できるだけ全体を業者委託するような形で進めていきたいということでございまして、図で説明させていただきますと、別紙の図で簡単に説明させていただきたいと思います。

民間給与実態統計調査は、源泉徴収義務者大体2万9,000事業所ぐらい委託して、2万1,000社ぐらいの方に協力をいただきまして、その中から29万人ぐらいの給与データを集めて、最終的にはそれを統計としてとっています。それによりまして格差問題とか、最近、新聞にも引用されることが多くなっている統計でございますが、毎年9月に発表しております。

ことは18年度分の集計作業をやっている状態で、昨年の10月ぐらいに我々で調査票を作成し、これを印刷してもらう。これは業者でやっています。その後、各局に依頼文書を同封して調査依頼をするということを1月上旬ぐらいに行っています。届きますと、回答していただく間に、照会のプロセスがあり、2月から3月の間ぐらいに回収をして、4月、5月は、回収されたもののOCRの読み取りということで、一番の作業をしております。今後、これを我々のところに集めまして、6月から8月にソフトウェアを使いながら集計作業をして、製本をし、出版をするということで、現在も調査票の作成、調査票の発送、OCRの読み取り、製本とか集計プログラムとか、そういうことを個別に委託しております。

ことしのサイクルが終わりまして、次回のサイクル、ことしの10月から始まる部分につきましては、19年度の口でございますが、局ごとに委託していたものを一括して、調査票の発送とかの仕事委託することと、いままでやっておりませんでした集計業務の部分、
の調査票の書き方の問い合わせ、調査票の回答未提出者への催告、そういうものにつきましても東京局の部分で全体の3分の1になりますが、これを民間委託にしよう

考えております。

前回は、回収率が若干悪くなるんじゃないかと、ちょっと心配を申し上げましたが、これがうまくいくことがわかりましたら、その次の年から集計業務を全庁的にやろうと考えております。

その次の年ぐらいの間で全体の作業を民間委託する形に持っていこうと、いままで別々の民間委託というものを、最後の表のイメージになりますが、調査票を封入し、発送することから、OCRに入れてもらい、最後に集計業務をしてまとめてもらうまでの仕事を包括的に民間委託をすることにしたいと思っております。

現在、我々のスタッフも、本庁にこれを担当している人が一人で、そのうちの何分の一かの仕事を割いているだけでありまして、各局にも十数名の人がいますが、トータルで国税庁の職員がにかけている事務量が3人/年ぐらいでありますので、その手間を少しでも省くということで、業者の方の作業をキチッと監督しつつ、我々の方もキチッと企画をして、そういう形で進めたいと思っております。以上でございます。

斉藤主査 ありがとうございます。ご質問、ご意見お願いいたします。

廣松専門委員 平成20年度の計画では、別紙の図にあります調査系統の中の から までは別々に、その時々々のタイミングで委託をなさるといふか、入札等の準備作業を行っているということですか。

玉川課長 まず印刷業者を決めるとか、集計の、もちろん手配してありますが、別の業者でやっています。

廣松専門委員 それを将来的には、最後のページにあるとおり、その年度の初めなりに一括して、包括的に全体の委託をし、応札を求めるといふ考えであるということでしょうか。

玉川課長 はい、そうです。

斉藤主査 最終的な形では、集計（結果表の作成）のところも委託業者にやってもらって、チェックだけ国税庁でおやりになるということですね。

玉川課長 そうということですね。

高橋専門委員 個人的には、この統計は昔からよく使った統計で非常になじみがあるんですが、全体をやるとなるとかなり大規模になりますが、これを地域に分けるとか、そういう考え方は特にはないんですか。東京とか大阪とか、そういう形で分けるともっと小口になるんじゃないか。全体だと大きくなりませんか。この辺はどうなんですか。

玉川課長 全体の予算といっても、何千万までの世界だと思っておりますので、そんな巨大なことではないと思っております。

引頭専門委員 拝見する限り非常によく取り組まれているかには見えるんですが、1点だけ。郵送が前提になっているんですが、オンライン調査みたいなものもメニューとして挙がってもいいのかなという感じがするんですが、それについてはどうお考えですか。

財務省 現在も国税庁のe-Taxという仕組みを使いまして回答をいただけるように

も手当しております。磁気媒体での提出も可能なようにご案内をさせていただいておりますし、総務省さんでオンライン調査の統一的な仕組みを構築するとなっております、今後はそれに乗っかっていくという計画をしております。

斉藤主査 ありがとうございます。財務省さん、国税庁さんとしてはしっかりとした方針も出ておりますが、あえて質問しますと、ほかの統計調査はどういうご検討をいただいたのでしょうか。

古谷室長 先ほど、特にこちらの方から申し上げることはないと申し上げたのは今のご質問の関係でございますが、取りまとめのところとして、私の方からご説明させていただきますが、資料5の3.の(1)で法人企業統計調査についての言及がございます。

こちらでは民間委託、はっきり申し上げれば包括的な民間委託、市場化テストではない形での民間委託の対象範囲を広げるというか、可能なところを見極めた上でということが今の私どもの方針でございます。

いわゆる民給と法人企業統計の二つを比較して、法人企業統計が扱っているデータが、各個別企業の財務諸表というか、資金調達等々すべてでございますし、それは上場企業に限らないという点がございます。ある意味では、きわめてすぐれた企業秘密を扱っている。実際に今、担当する職員が各企業から回収をお願いするに当たっても、国だからこの資料をお渡しするということがかなり寄せられていまして、市場化テストに当たっての私どもの一つの懸念材料でございます。

そこが一番大きい、もちろん守秘義務がかかっていること等々承知しておりますが、例えば市場化テストの落札する業者が、企業情報を扱っている業者が、業績予測する等々の業者が仮に市場化テストの落札になった場合に、おそらく悪用はされないとはいえませんが、なかなか複雑な問題、法律の守秘義務に問われないものの、微妙な問題を惹起するのではないかと。私どもいろいろ議論はしておりますが、それを踏み越えて先へ進めるかどうかについては慎重な検討をしていると。そういう意味で、包括的な市場化テストではなくて、民間委託の対象を広げるということで今は対応させていただいているというところでございます。

斉藤主査 よくわかりました。おっしゃいますとおり、法人企業統計というのは、データを出す方からすると相当神経を使うと思いますね、相手次第で。まさしく国だからということが非常に強いと思いますし、そういうことも含めて、夏の公共サービス改革基本方針の改定を予定しておりますので、その機会にも意見交換をいろいろさせていただきたいと思います。

熊埜御堂参事官 事務局から、今のお話について少しコメントさせていただきたいんですが、本日は、財務省のこれまでの検討をお聞きするということでしたので、事務的に財務省の検討がどうだったということについて、この場で事務局で言ったりする場ではないんですが、今おっしゃられた件につきまして言えば、例えば法人企業統計調査であっても、包括的に、今言われたような全体を出すことが可能ではなくても市場化テストとしてやる

ような余地はあるのではないかとということも考えられますし、来年度から早急にやれという話ではなくて、いままで検討していただいたことは十分に踏まえていただいた上で議論しなければならないと思いますが、一般論で、これはできないんだということについて、例えば守秘義務の問題を越えて、この情報は取り扱っているんだからという理由で、こちらとしてどうだという話ではないと思っております。

ただ、だからやれという意味ではなくて、そこはよくご議論させていただきながら整理していただくことだと思っておりますので、夏の改定に向けて整理する、もしくは来年に向けて整理していく中で丁寧に議論させていただいた上で整理をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

古谷室長 私もなるべく言葉を選びながらと思ひておりましたが、今この段階で財務省として、市場化テストに依らないとか、最終的な結論を下したのではなく、検討の過程で、なかなか難しい、今の時点で私ども正直、これ以上先へ進む知恵がないというところで、検討状況を正直にご報告申し上げたところでございます。

ですから、今後、事務局の方からも、例えば今の守秘義務についての、法的な守秘義務ではないものの微妙な問題を含むということについてもさまざまお知恵を賜れば、私ども、それを踏まえて十分に検討させていただきたいと思ひておひます。現時点では私ども、知恵がないというのが正直なところでございます。

斉藤主査 わかりました。我々としては、民間開放といひますか、委託を促進していきたい、公共サービス改革法をベースに進めていきたいと思ひておひますので、今後ともご検討いただきたいと思ひます。財務省からのヒアリングを終了させていただきたいと思ひます。大変ありがとうございました。

(財務省退室、文部科学省入室)

斉藤主査 続きまして文部科学省の取り組み状況につきまして、文部科学省生涯学習政策局調査企画課の佐久間課長からご説明をいただきたいと思ひます。10分ぐらいでお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

佐久間課長 佐久間でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私どもからお出ししている資料の最初のところが示された様式でございますが、文部科学省が実施しております調査につきまして民間委託が可能な業務の洗い出しということで作業をさせていただきました。国直轄の統計調査で、公共サービス改革法の対象業務としてふさわしいものということで検討いたしました。

2番といたしまして結果でございますが、公共サービス改革法の対象とする調査はないという結論に至ってしまったんですが、その内容につきましては別添のとおりということで、1枚めくっていただきましてご説明させていただきたいと思ひます。

文部科学省では指定統計として、ここがございます四つの調査を実施しておりまして、それ以外に承認統計で11、届出統計で8個の調査を行ってございます。

まず指定統計調査でございますが、実査、審査、公表等の業務につきまして、法定受託

事務として、地方公共団体、都道府県または教育委員会に委託しているものを除きまして、文部科学省ですべて行ってございます。これまでも業務の効率化、合理化の観点から民間委託が可能な業務につきましては積極的に民間委託を実施しているところでございます。

具体的には、調査票の手引きの印刷とか梱包発送、システムの開発・改修、保守管理、ヘルプデスク、データパンチ入力業務等々多くの業務につきまして民間委託を行っているところでございます。

承認統計、届出統計調査につきましては、そのほとんどが都道府県教育委員会を經由して、公立の学校とか私立学校を対象とするきわめて小規模な統計調査がほとんどでございまして、調査の方法も、調査票の紙 1 枚をメールで送付して、それを回収して行うというようなもので、実際行っているのも、職員が、ある意味片手間でと言うと語弊がございませぬが、それぞれの課で片手間、若い職員がやっている、経費もほとんどかかっていないものが多いでございます。民間委託を行っている業務については、報告書の印刷等の業務が実情でございます。

地方公共団体でございませぬが、法定受託事務として委託しているものといいたしましては、具体的には調査票の配布、収集、出てきた内容についての審査の業務を行ってございます。

ここは特徴でございまして、教育委員会と学校という関係もございまして、例えば学校基本調査で申しますと、地方公共団体自体が設置している公立学校とか、設置認可を行っている私立学校が調査の対象となっておりますので、設置者として数字を従来もともと把握しているということもございませぬので、把握している学校数とか学級数、教職員数などの項目につきまして、実際に提出されてきた調査票の内容と、自分のところで持っているデータが合っているかどうかといったチェックの業務、審査業務を実施しているのが重要な点でございます。

法定受託事務につきましても、紙で提出された調査票データの入力業務については既に民間委託を行っているのが実情でございます。その他の指定統計、承認・届出統計につきましても、都道府県の教育委員会と密接に関係する内容の調査が多いございまして、地方公共団体における調査票の回収・審査といった事柄が非常に重要な、むしろ地方公共団体にとって当たり前やるような業務ということで審査をいただいているということでございます。

オンラインの実施状況でございませぬが、文部科学省が実施している調査はいずれも郵送の調査、いわゆる調査員調査がございませぬので郵送調査ということで、報告者の負担の軽減や業務の効率化という観点から、従来からオンライン調査を積極的に導入してきてございます。特に指定統計につきましては 15 年度から、それぞれの調査で順次実施しておりまして、下に表がございませぬが、15 から 19 年度ということで、学校基本調査からそれぞれでございます。実施率を見ていただければわかると思ひますが、年々向上してきてございます。

特に文部科学省が直轄で行っている学校基本調査の高等教育機関の部分については 19 年度で 80.9%、一番下にある教員統計調査の高等教育機関、16 年度で 70.1%、19 年度に新

しい数字が出てまいります、こういった場合にかなりの高いオンラインの導入状況が実情となってございます。

政府統計共同利用システムのオンライン調査システムが現在、最適化計画に基づきまして策定されているところでございます。平成 20 年度からこのシステムが運用されますが、こちらのシステムに順次移行する予定としてございます。指定統計調査のうちのオンライン調査が未導入でございます社会教育調査、あるいは学校教員統計調査の初中部分でございますが、社会教育調査については 20 年度、教員統計調査については 22 年度からこちらのシステムに乗るといことで、オンライン化を進めていくことを考えてございます。

承認統計、届出統計等につきましても、オンライン調査あるいは電子メール等の利用によって、業務の効率化、経費の節減を図っていくこととしてございます。

こういう状況から、結論でございますが、4 にございますように、文部科学省におきまして、オンライン調査をこれまで以上に推進していくことで業務の効率化を図っていくということ、地方公共団体が法定受託事務として行っている業務も含めまして、民間委託が可能な業務については民間開放を推進していくことで対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

斉藤主査 ありがとうございます。先生方からご質問お願いいたします。

廣松専門委員 文部科学省の統計はかなりの部分、業務統計に近い、業務情報の収集に近い側面がありますので、特にデータの収集等のレベルで、今ご説明があったオンライン化を進めるといのは、効率化の観点から望ましいことだと思います。ただし、別添資料でも、「現在、民間委託を行っている業務は」云々のところに書いていただいているんですが、それと同じように重要なものとして、集計、製表、統計情報の公開、公表という段階がある。その段階での工夫はまだまだ必要ではないかと考えます。

新しい統計法ができて、今後、オーダーメイドとか匿名データ等のニーズが顕在化するだろうと思うんですが、そのときにどういうふうに対応するかも考えておく必要がある。今後の方向性も考えて、文部科学省における統計の収集から公表までの全プロセスの中でオンライン化・民間開放をどういうふうにしていくべきかということをお考えいただければと思います。

直接的な質問として、現在、民間委託を行っていらっしゃる業務、それらは会計法に基づいた契約となっているんですが、すべて包括的な形になっているんでしょうか。それとも、それぞれの、例えば調査票、手引き書の印刷、梱包発送、オンラインは性質が違うかもしれませんが、別々に委託あるいは応札を求めるような形になっているんでしょうか。

佐久間課長 別で契約という形になってございます。

廣松専門委員 調査のタイミング、調査時期等にかかわることだろうと思いますが、それをもう少し包括的な形の委託、民間開放にするということは考えられないんでしょうか。

文部科学省 基本調査で申しますと、調査票が非常に多うございまして、版を持っている印刷会社がございます。ですから、そこに毎年委託をしているわけですが、そういう意

味では経費的には非常に安くやっていただくことになってございます。印刷会社から直接、梱包会社に行くような形にはなっているわけですが、できるだけ経費のかからないように努めているところでございます。

齊藤主査 業者は決まっているんですか。入札か何かなさるんじゃないかと。

文部科学省 基本的には入札ですが、調査票の種別が非常に多いことと、少しずつ各調査票が変わることもございまして、そこが一番安く入札になるということでございます。

高橋専門委員 特に今のところ具体的なものがないとおっしゃって、それはそうかもしれないんですが、自分たちで考えていて、なかなかないという結論ですが、自分の背中では自分で見えませんか、ある意味で民間の知恵というか、意見というか、民間から見たら自分たちはどういうふうに見えるかということで、こういった統計のやり方の洗いかえといいんでしょうか、見てもらう。そこで違う目線が出てくるかもしれない。それが民間を使う知恵じゃないか。毎年毎年じゃなくていいから、たまにはそういうことをおやりになるのもいかがかなと思いました。

齊藤主査 何かご意見ございますか。

佐久間課長 去年のヒアリングのときも申しましたが、他省庁さんと違って非常に小規模で、私どもの課の中でも基本調査は全部で4~5名でやっている、指定統計三つを3人でこなしているということもございまして、業務の効率化を図っていかないと対応できないような状態になってきております。

おっしゃるように、民間にお任せして創意工夫でやっていただく事務がこれ以上もっとあれば、ぜひ出したいなと思って、私も、本当はないのかというので結構考えたんですが、そもそも予算的にも少のうございますし、人員的にも少ないので、仮に外へ出してやるとしても、無料で、ボランティアでやっていただくような形の企業でないとペイしない。いわゆる効率化の観点から、私どものような少ない職員があくせくやっているような業務ですとなかなかないのかなというのが実態だというのが正直なところでございます。

引頭専門委員 1点だけ。資料6の1ページ目の3番のところに、今後民間委託が可能な業務についてということで、やっていきますということで書いてあるわけですが、具体的な業務のイメージだけあったら教えてください。

佐久間課長 例えば地方公共団体の方で委託をさせていただいて、データ入力とかいろいろなものについて電算処理で外部委託するようなことも考えられるとは思いますが、その場合、地方公共団体自体で言うと、処理案件数が非常に少のうございますので、その分、人を雇ったり、外部へ出したりするとかえって経費がかさんでしまって、むしろ非効率になってしまうのかなというところが悩みの種でございますが、なるべく合理的に、効率的に、限られた予算でございまして、その中で処理をしていただきたいということは地方公共団体の方にも申してございます。

廣松専門委員 今回の対応に関しては、先ほどもご説明があったとおり、やむを得ないところがあるように思いますが、いささか超越的な意見で恐縮ですが、特に文部科学省の

統計の体制ということに関して、一言申し上げておきたいと思います。現在、生涯学習政策局の調査企画課で文部科学省全体の統計を所管されている。おそらくいろいろな経緯があってそういう形になっているんだろうと思いますが、現在、社会全体の教育問題に対する関心とか、それにかかわるデータのニーズは大変大きなものがあるような気がしています。その意味で、そういう社会的なニーズに応えられるような体制にもっていけるように、ぜひ一度省内でご検討いただければと思います。これはきわめて個人的な意見というか、感想です。

齊藤主査 ありがとうございます。今お話を聞いていると、廣松先生が最初にご指摘になったように、ほかの府省と違って、業務データそのものがデータとして統計という形になっていると思うんですね。皆さんからごらんになると、業務でやっている中でおやりになっているのでほとんどコストもかからないというか、ゼロだということなんでしょうけれども、民間から見ると、それだけの作業をやってコストがかからないはずはないわけでありまして、有能な官吏の方がそういうデータ業務に時間を使っているし、ずいぶん工夫なさって民間業者をお使いになっているようですが、現実はいろいろなコストがかかっているんだろうと思います。

官の会計はそういうものを分析するようになっていないので、ただで働かなきゃしょうがないというお感じかと思いますが、実際は公共サービス法がねらうのは、有能な官の方には官の行政、業務をやっていただいて、統計は、もし統計を専門とする有能な民間がいれば、監督管理はするけれども、そのような民間を徹底的に使ってスリムな政府にしようじゃないかという考えでできているんだと思います。そういう意味では、まだ一歩二歩進めていただける余地もあるのではないかと私は思いましたので、この夏に公共サービス改革基本方針の改定も行われるということでございますので、民間でできることは進めたいというご意思も聞きましたので、ぜひ十分意見交換等々をお願いしたいと思います。これで文部科学省さんのヒアリングを終わらせていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

(文部科学省退室、総務省統計局入室)

齊藤主査 続きまして総務省より、前回の分科会において、最終的な調整については主査一任とさせていただきます統計局所管指定統計調査の民間開放に向けた取り組みと、昨年12月の公共サービス改革基本方針で、5月末までに結論を得るとされておりましたサービス産業動向調査の民間開放について、総務省が所管する統計調査全体の取り組み状況について、総務省統計局統計調査部調査企画課の飯島課長からご説明をお願いしたいと思います。10分ぐらいでお願いいたします。

飯島課長 お手元の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料7の所管指定統計調査の民間開放に向けた取り組みでございますが、前回の分科会におきまして、案の段階のものを、委員限りの資料ということでご説明をさせていただきます。そこでいただきましたご指摘も踏まえまして、お手元の資料のように整理をいた

しまして、5月31日付で統計局のホームページに掲載、公表いたしまして、都道府県あてにも通知をしたという状況でございます。

内容は、前回ご説明したものとほとんど同じでございますが、3ページの5番のその他の最初の でございますが、「サービス産業動向調査について、実査業務等について民間開放を行うこととし、そのあり方について、試験調査の結果等を踏まえ、公共サービス改革法の対象業務とすることも含め検討」と少し具体的な記述にしております。

4ページのスケジュールの二つ目の ですが、ことしの12月までに各指定統計調査についての取り組み措置の方向整理とございますが、前回の分科会でのご指摘もいただきまして、その下に、公共サービス改革法の対象とするものについては、基本方針の改定に盛り込むということもここに記述してございます。

あとは前回ごらんいただいたものと大きな変更はございません。今後、この取り組みについて、この内容に沿って、地方公共団体や民間事業者からの意見聴取を行いながら、5ページにありますような新たな有識者懇談会における議論もいただきながら、こちらの事務局とも連携しながら、各指定統計調査の民間開放の具体化を進めてまいりたいと考えております。

いまの改定点のところでも触れましたが、サービス産業動向調査につきましては資料8ということでお配りしてございます。昨年12月の公共サービス改革基本方針におきまして、法の対象業務とすることも視野に入れて民間開放について検討するとされておりました。民間開放のあり方について、先ほどの資料にもありましたように、ことし4月から行います試験調査の結果等も踏まえながら検討を行ってまいりたいと思っております。

資料8の中身につきまして、調査担当の土生から説明をさせていただきたいと思っております。

土生補佐 サービス産業動向調査の関係についてご説明させていただきます。民間開放の検討のご説明に当たって、この調査がどういうものかということをご説明したいと思っております。

資料8の1枚目でございますとおり、背景事情から言いますと、現状、サービス産業分野の全体像を明らかにする統計が未整備で、特に月次で動向を把握するような統計がほとんどない状況にあるという状況を踏まえまして、さまざまな閣議決定等を受けてございます。この決定等を受けまして、私ども総務省としましては平成17年7月から研究会を開催しまして、この調査のあり方について検討を進めてきたところでございます。

今現在の状況としましては、今年の7月から試験調査を行うこととしておりまして、研究会においては、試験調査といいますより本調査の実施計画とそれを実行すべく試験調査のあり方について検討を進めてまいりました。その調査の概要がこのペーパーの真ん中にあるところでございます。

目的につきましては、サービス産業全体の動向を明らかにしまして、QE等各種経済指標の精度向上に資するということと、調査事項は事業所全体の売上高、事業者総数を基本とする。調査自体の大きさは経常的な毎月の調査となりまして、毎月約3万9,000事業所を

対象、特徴的なのは、標本は継続標本としまして、2年間継続して調査をするものでございます。調査手法は、調査員調査を基本としつつ、郵送調査、オンライン調査を併用、調査については民間機関に委託、集計事項は、得られた売上高等に基づきまして産業別売上高、従業者数ということでございます。この計画につきましては、今回の試験調査の結果等を踏まえながら確定していくこととなっております。

この調査を実施するに当たって、民間開放をどう行っていくかということが、昨年12月の公共サービス改革基本方針の中で、民間開放のあり方と範囲、法の対象業務とするか否かというようなことで検討するよう決定されておりました、それについての現在の私どもの検討状況が2枚目にまとめてございます。

閣議決定の中でご指摘されております委託業務の範囲と入札方法という二つがございまして、今現在の状況としましては、範囲は、調査の実査業務等、これについて民間開放を行っていく。ここにも書いてございますが、調査の実施に当たって検討していく上で、まだまだ何点か留意する事項がございまして、ということ踏まえて、業務範囲の具体的なものにつきましては、7月から実施する試験調査の実施状況を踏まえて、基本的な事項を10月末までに確定させた上で、さらに必要な検討を進めていきたい。最終的には本年11月末までに結論を得たいとしております。

実査業務等の外側にあります製表と集計につきましては、民間事業者の実施可能性も検証しながら、局・センターで行うことも含めて検討しまして、こちらにつきましても11月末までに検討を終えることとしたいということでございます。

2の留意点にもございまして、この調査自体が、サービス産業個々の売上高を月次把握するという、過去に知見のない分野でございまして、統計を作成する上でまだまだ検討が必要な部分がございます。留意点としては、予測しきれないケースへの対応が必要と考えられるという部分がございます。

調査のサービスの質に当たっても、いままでの実績との比較、検証ができない状況にあるということもございまして、この辺も踏まえて、基本的な事項を10月末まで、それ以降、11月末までに最終的に結論を得ていきたいと考えてございます。

入札の方法でございまして、委託業務の範囲の検討と合わせて、価格のみならず、民間事業者の業務遂行能力も考慮した入札方法としてどのようなものが考えられるかというような選択肢も踏まえて、法の対象業務とすることも含めて、これにつきましても最終的には本年の11月までに結論を得ていきたいと考えてございます。

留意点でございまして、2段階に分けて留意する事項を書いてございます。一つは調査開始までの準備期間の留意事項、調査開始からの21年前半、この調査が標本の切りかえに伴う契約の切りかえ、この2点を目指した、留意しながらの検討が必要であろうということで書いてございます。

先ほどお話しした留意点につきましては、この調査の統計が初めてのものであるということで、試験調査だけではなく、ある程度本番のデータも累積した上でさまざまな検討が

必要であろうということと、その辺を踏まえて最終的な開放の枠組みについて、さらに次回入札時期まで検討を行うべきであろうという 2 段階の留意点があるということで、こちらの方に提示してございます。参考までに今後のスケジュールを、その下に添えてございます。

簡単ではございますが、現状についてのご説明をさせていただきました。

飯島課長 引き続きまして資料 9、統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について、総務省の回答の内容について簡単に説明をさせていただきます。

1 番のガイドラインの改定作業と並行して検討を行った内容でございますが、資料 7 の民間開放に向けた取り組みについてというものを取りまとめてまいりました。こういったものも踏まえて、統計局所管の調査について民間開放を進めてまいりたいと思っております。

2 番の公共サービス改革法の対象とする方向で検討を行う調査とその選定理由でございますが、科学技術研究調査は、今年度から公共サービス改革法に基づく民間開放を実施いたしておりますが、来年度以降についてもさらに対象業務の範囲、複数年度契約の可能性等も含めてさらに検討してまいりたいと思っております。サービス産業動向調査につきましては今ご説明申し上げたとおりでございます。

3 番の今後の統計調査業務の民間開放について具体的な取り組みということですが、統計局所管の統計調査の民間開放につきましては、資料 7 の民間開放に向けた取り組みについてのとおり、今後調査時期が到来する調査についても民間開放について検討してまいりたいと思っております。統計局所管以外の調査も含めまして、総務省が所管する統計調査について、公共サービス改革法の対象としていない統計調査につきましても、民間でできる業務については、既にかかなりの部分民間委託しているものもございまして、引き続き可能な限り民間委託を進めてまいりたいと思っております。

統計調査の民間開放の検討に当たっては、統計センターの組織業務の見直しにかかる検討状況等の整合性確保にも留意してまいりたいと思っております。

今後も、先ほどの取り組みについてのペーパーを踏まえる形で具体的な検討もさらに進めてまいりたいと思っておりますし、新しい有識者の懇談会についても、今月の中旬ぐらいに立ち上げる方向で準備を進めている状況でございます。そのあたりの具体的なスケジュールにつきましては、次回の分科会でもご報告させていただきます。

今年度実施いたします就業構造基本調査と全国物価統計調査の民間開放の取り組みでございますが、福井県で事務処理特例条例の制定が 4 月 1 日付で公布、施行されておりますが、その上で福井県下の市町の中で越前市が、就業構造基本調査の民間開放について意向を表明している状況でございます。今、私も統計局と福井県、越前市三者で、実施に向けて具体的な検討、調整をしている状況でございます。このあたりにつきましても次回の分科会でご報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

斉藤主査 あまり時間がないんですが、先生方からどうぞ。

廣松専門委員 資料 7 の取り組みについてに関しては、前回お聞かせいただいたものを

まとめていただいたということですので、これはいいと思います。きょうのご説明の中では、サービス産業動向調査に関して候補として考えるという点が一番重要な点ではないかと思いますが、今ご説明いただいたとおり、これから始める調査ですので、ある程度経験を積まないと、民間開放する際の考えるべき点等、具体的な検討事項は出て来ないだろうと思います。一方で、月次の経常的な調査に関しては、家計消費状況調査も現在行われております。その調査は民間に委託して行っているわけですね。調査対象は全く異なりますが、調査の実施という側面ではある程度参考になるような知見を得られるのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。家計消費状況調査から得られた知見なり教訓のようなものはあるのでしょうか。

飯島課長 今後も検討していく上では、私どもの持っている経験も最大限活用し、分析もしながら、具体的な検討をしてまいりたいと思っております。

熊埜御堂参事官 事務局から1点ご指摘をしておきたいんですが、4月に研究会報告を統計局でおまとめになったときに、家計消費状況調査の実施状況について、今後の受託事業者の切りかえに際しては総合評価競争入札方式など、価格と業務遂行能力の双方を評価した上で受託事業者を選定する方法をとることなどの対応が必要と考えられるというご指摘をされているんですね。

きょうご報告いただいたものは指定統計調査の対象ではあるんですが、全体として、今後の統計局の検討は承認統計調査も含めて検討されていくと承っておりますので、家計消費状況調査についてどのように今後検討されていかれるのかということについて、ここに書いてあることとの関係を中心に、次回もしくは次々回、機会を見つけて委員の方々に説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

飯島課長 わかりました。

斉藤主査 ありがとうございます。今お話もありましたが、所管の指定統計調査のスケジュールについて次回、できればお話をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは総務省からのヒアリングを終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

(総務省統計局退室)

斉藤主査 本日の統計調査分科会を終了いたします。次回は6月14日に予定しております。農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省からのヒアリングを行うこととしております。詳細な時間等につきましては追って事務局からご連絡をいたします。本日は大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。